告示

埼玉県告示第七百十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　名称

栗橋特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域

平成二十六年埼玉県告示第千四百十八号で告示した区域（面積千五百七十八ヘクタール）

三　存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

476bcc6c468ed81cf33c4a452b3d9632